

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第11-14号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（規則第11-13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 <u>削除</u></p> <p>第12章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、法第8条第8項及び第51条の規定に基づき、<u>法第49条の2第1項に規定する審査請求</u>の<u>手続及び審査の結果執るべき措置</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手続の承継）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定による届出がされるまでの間に請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 委員会は、当事者の一方及びその代理人が<u>共に</u>口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（口頭審理の請求及びその撤回）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 請求人及びその代理人が<u>共に</u>正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において、再度指定された口頭審理の期日に出席し</p>	<p><u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 <u>異議申立て（第66条）</u></p> <p>第12章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、法第8条第8項及び第51条の規定に基づき、<u>法第49条の2第1項に規定する不服申立て</u>の<u>手続及び審査の結果執るべき措置</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手続の承継）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定による届出がされるまでの間に請求人に<u>あてて</u>された通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 委員会は、当事者の一方及びその代理人が<u>ともに</u>口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（口頭審理の請求及びその撤回）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 請求人及びその代理人が<u>ともに</u>正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において、再度指定された口頭審理の期日に出席</p>

ないときは、請求人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(口頭審理の日時の変更)

**第21条** 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由によって、共に指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

2・3 (略)

(時機に後れた攻撃防御方法の却下)

**第26条** 委員会は、当事者が攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に後れて提出した場合において、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、当該攻撃又は防御の方法を却下することができる。

## 第11章 削除

**第66条** 削除

(補則)

**第67条** この規則に定めるもののほか、審査請求に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

しないときは、請求人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(口頭審理の日時の変更)

**第21条** 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由によって、ともに指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

2・3 (略)

(時機に遅れた攻撃防御方法の却下)

**第26条** 委員会は、当事者が攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に遅れて提出した場合において、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、当該攻撃又は防御の方法を却下することができる。

## 第11章 異議申立て

(異議申立て)

**第66条** 処分についての法第49条の2第1項の規定による異議申立ての手続は、この規則に定める審査請求の例による。

(補則)

**第67条** この規則に定めるもののほか、不服申立てに関し必要な事項は、委員会が別に定める。